(191)　脂肪酸（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(177)を(189)とし、(173)から(176)までを(185)から(188)までとし、(172)を(183)とし、(183)の次に次のように加える。

(184)　一・二―シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル

別表第一第二号イ中(171)を(182)とし、(150)から(170)までを(161)から(181)までとし、(149)を(159)とし、(159)の次に次のように加える。

(160)　魚サイレージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第二号イ中(148)を(158)とし、(141)から(147)までを(151)から(157)までとし、(140)を(149)とし、(149)の次に次のように加える。

(150)　グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）

別表第一第二号イ中(139)を(148)とし、(130)から(138)までを(139)から(147)までとし、(129)を削り、(128)を(138)とし、(120)から(127)までを(130)から(137)までとし、(119)を(128)とし、(128)の次に次のように加える。

(129)　キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物

別表第一第二号イ中(118)を(127)とし、(107)から(117)までを(116)から(126)までとし、(106)を(114)とし、(114)の次に次のように加える。

(115)　塩化ベンゼンスルホニル

別表第一第二号イ中(105)を(113)とし、(93)から(104)までを(101)から(112)までとし、(92)を(99)とし、(99)の次に次のように加える。

(100)　エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物（エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）

別表第一第二号イ中(91)を(98)とし、(90)を(97)とし、(89)を削り、(88)を(96)とし、(72)から(87)までを(80)から(95)までとし、(71)を(77)とし、(77)の次に次のように加える。

(78)　イソホロンジイソシアナート

(79)　イソ酪酸二・二・四―トリメチル―三―イソブトキシペンチル

別表第一第二号イ中(70)を(76)とし、(53)から(69)までを(59)から(75)までとし、同号イ(52)中「、重合度」を「重合度」に改め、同号イ(52)を同号イ(57)とし、同号イ(57)の次に次のように加える。

(58)　アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのものの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）

別表第一第二号イ中(51)を(56)とし、(50)を(55)とし、(49)を(53)とし、(53)の次に次のように加える。

(54)　長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）

別表第一第二号イ中(48)を(52)とし、(38)から(47)までを(42)から(51)までとし、(37)を(40)とし、(40)の次に次のように加える。

(41)　アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物（エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第二号イ中(36)を(39)とし、(28)から(35)までを(31)から(38)までとし、(27)を(29)とし、(29)の次に次のように加える。

(30)　アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物

別表第一第二号イ中(26)を(28)とし、(22)から(25)までを(24)から(27)までとし、(21)を(22)とし、(22)の次に次のように加える。

(23)　アマナズナ種子油

別表第一第二号イ中(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)の次に次のように加える。

(18)　アジピン酸ジメチル

別表第一第二号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第十六号」を「第二十三号」に、「前号イ(81)」を「前号イ(86)」に改める。

別表第一第三号イ中(106)を削り、(105)を(106)とし、(94)から(104)までを(95)から(105)までとし、(93)を削り、(92)を(94)とし、(91)を(93)とし、(90)を(92)とし、(89)を削り、(88)を(91)とし、(76)から(87)までを(79)から(90)までとし、(75)を削り、(74)を(78)とし、(64)から(73)までを(68)から(77)までとし、(63)を(66)とし、(66)の次に次のように加える。

(67)　二・六―ジアミノヘキサン酸燐酸塩溶液

別表第一第三号イ中(62)を(65)とし、(61)を削り、(60)を(64)とし、(59)を(63)とし、(58)を(61)とし、(61)の次に次のように加える。

(62)　シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液

別表第一第三号イ中(57)を(60)とし、(49)から(56)までを(52)から(59)までとし、(48)を(50)とし、(50)の次に次のように加える。

(51)　魚たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）

別表第一第三号イ中(47)を(49)とし、(40)から(46)までを(42)から(48)までとし、同号イ(39)中「塩化カルシウム、塩化ナトリウム又は臭化カルシウムを含み、亜鉛塩を含まない」を「臭化カルシウムを含む」に改め、同号イ(39)を同号イ(41)とし、同号イ中(38)を(40)とし、(30)から(37)までを(32)から(39)までとし、(29)を削り、(28)を(31)とし、(22)から(27)までを(25)から(30)までとし、(21)を(23)とし、(23)の次に次のように加える。

(24)　エチレングリコール

別表第一第三号イ中(20)を(21)とし、(21)の次に次のように加える。

(22)　エチルターシャリペンチルエーテル

別表第一第三号イ中(19)を削り、(18)を(20)とし、(14)から(17)までを(16)から(19)までとし、(13)を(14)とし、(14)の次に次のように加える。

(15)　アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）

別表第一第三号イ中(12)を(13)とし、(1)から(11)までを(2)から(12)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1)　アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液